

一 第3章 契約・財産 一

大雪地区広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成15年9月3日

条例第24号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条で準用する法第96条の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して定めるものとする。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格50,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、平成15年9月3日から施行する。